

## 再教育

# 5年目再教育

労働安全衛生法では資格取得後一定期間（5年）ごとに  
安全衛生教育（再教育）を実施することが求められています

車両系建設機械再教育／フォークリフト再教育／玉掛け再教育／小型移動式クレーン再教育  
ガス溶接再教育／締固め用機械再教育／チェーンソー再教育／職長等能力向上教育（建設業）

## 新潟教習センターからのご案内2

### ■予約をキャンセルされる方へ

予約をキャンセルする場合は必ずお電話でご連絡をお願いします。

### ■WEB予約締切の件

WEBからのご予約は、定員残り3名の時点で締め切ります。  
「満員」の表示でも受講できる場合もありますので、  
お電話でお問合せください。 ⇒ 025-232-7611 です

### ■受講申込書の書式変更の件

2025年3月30日より、受講申込書の書式が変わりました。  
新しい書式を[ダウンロード](#)してご利用ください。

### ■お車でお越しのお客様へ

当教習センター構内の駐車場は駐車台数に限りがあります。  
ご迷惑をおかけしますが、会社等で複数名でご受講のお客様は、  
乗り合わせでお越しくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ お申し込みは

労働局長登録教習機関

**COT キャタピラー教習所**  
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

**新潟教習センター**

TEL: 025-232-7611 / FAX: 025-232-7612